

平成 17 年（ワ）第 87 号、平成 18 年（ワ）第 16 号

遺伝子組換え稻の作付け禁止等請求事件

原 告 山田稔 外 22 名

被 告 独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構

## 準備書面（19）

原告ら準備書面（13）に対する反論

平成 18 年 10 月 24 日

新潟地方裁判所高田支部合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士 畑 中 鐵 丸



同 弁護士 山 岸 純



### 第 1 はじめに

- 1 被告は、今般、原告から提出された準備書面（13）に対し、被告準備書面（18）において、原告の「水田水の中のカラシナ・ディフェンシンの濃度は、免疫測定法の検知以下と考えられ」との主張（原告準備書面（13）第 6 以下）について、原告の「カラシナ・ディフェンシン常時多量流出論」が放棄されたことを指摘した上で、現在検討されている鑑定（以下、「本鑑定」という）が不要である旨の補足意見を述べた次第である。
- 2 本準備書面においては、原告主張のうち、前記以外の点につき、被告としての反論を付記するものである。

### 第 2 原告ら準備書面（13）に対する反論

- 1 原告ら準備書面（13）第 2 に対する反論

- (1) 原告らは、原告ら準備書面（13）第 2 において、「『生物検定法』のほうが、『免疫測定法』よりカラシナ・ディフェンシンの検出限界値が低い（精度が優れている、の意味）」と主張しているようである。
- (2) しかしながら、被告研究管理監田中氏作成にかかる「原告提案の生物検定法の精度と免疫測定法の精度の対比（乙 33）」のとおり、「生物検定法」は、「免疫測定法」に比べ、数百分の 1 程度の測定能力しか有

しておらず、精度が極めて劣っている。したがって、仮に本鑑定を実施するのであれば、免疫測定法のみで必要且つ十分である。

## 2 原告ら準備書面（13）第3に対する反論

- (1) 原告らは、準備書面（13）第3の2において、「茎葉の浸せき実験」（平成18年10月10日付被告書面別紙2記載の実験。以下同じ。）のポジティブコントロール実験に該当する「磨りつぶし実験」（同書面別紙3記載の実験。以下同じ。）のうち、原告ら準備書面（6）の提案実験区Cに相当する実験を不要とするが、当該実験は、被告提案にかかる実験（平成18年10月10日付被告書面別紙記載の実験）の操作過程で、カラシナ・ディフェンシンが流出しないことを確認するポジティブコントロール実験として必要である。
- なお、原告ら準備書面（6）の提案実験区Dについては、前記実験区Cに該当する実験を行えば、カラシナ・ディフェンシンが検出されることが見込まれることから、本来、不要ではあるが、被告としては、原告らが当該実験に固執したことから当該実験の実施を受け入れたものにすぎず、原告らが「不要」というのであれば、被告としても実施しないことに異議はない。
- (2) また、原告らは、前記実験区Cの実験に代替するポジティブコントロール実験として、「精製カラシナ・ディフェンシンを加えた茎葉の浸せき水田水」を用いる旨の提案（精製カラシナ・ディフェンシンを用いる理由は不明であるが）をしているが、そもそも「水田水」に精製カラシナ・ディフェンシンのみを加えた上で当該浸せき実験と同様の操作を行うことでカラシナ・ディフェンシン検出の有無を確認すればそれで十分であり、原告らの上記提案のように、「茎葉の浸せき水田水」に精製カラシナ・ディフェンシンを加えて行う必要性は存在しない。
- なお、被告は、免疫測定法の検知下限について、昨年9月および本年5月に実施された既提出の被告黒田実験および今般の原告ら提案実験と比較してより厳密な方法、すなわち、供試するカラシナ・ディフェンシン量を順次減少させ、カラシナ・ディフェンシンの検出限界の量をもって検出限界とする方法を平成18年10月10日付被告書面別紙被告提案実験内容1記載の実験において提案しており、これで十分である（さらに念のため付言すれば、かように厳密な検知限界の確認をするまでもなく、原告らがカラシナ・ディフェンシンの量が前記黒田実験から推定される検知下限を下回ることを自認しており、これまでの原告らの「カラシナ・ディフェンシン常時多量流出論」が否定されたことについては、被告準備書面（18）のとおりである）。

### 3 原告ら準備書面（13）第4に対する反論

#### （1）「被告の確約」の点について

原告ら準備書面（13）第4第1段落「第3で記載したポジティブコントロール実験によりディフェンシンが検出されることは間違いない」という被告の確約を事前に得られた場合には」との記載については、原告らの意図につき図りかねるところがあり、被告としては、原告らに対し、当該記載についての釈明を求めざるを得ない。

#### （2）「明期14時間、暗期10時間」の点について

原告らの誤解を解くために、念のため付言するに、茎葉の浸せき実験に用いる本件GMイネを育成する際には、当然自然光をもって行う。一方で、「明期14時間、暗期10時間」との記載は、本件GMイネの茎葉を、水田水を入れたファルコンチューブに浸せきした後の日照の取扱いであり、この点において原告らには誤解が生じている。

#### （3）茎葉と水田水の割合について

ア 次に、原告らは、原告ら準備書面（13）（注1第2段落）において、「茎葉と水田水の割合は、1gに対する40mlが最も適切というわけでもないと考えている」と意見を述べるとともに、その理由として、同（注1第2段落）において、「水田水40mlに200ngのカラシナ・ディフェンシンが存在していたことを意味する」旨の主張を開いているようである。

イ しかしながら、原告らが依拠する黒田実験（乙25）3頁4ないし9行目の記載は、あくまでポジティブコントロールとして明瞭なバンドが確認できた時のカラシナ・ディフェンシン量のことであり、実際の水田水ではバンドは確認されておらず、仮に存在したとしてもずっと低い濃度である。

ウ すなわち、原告らの「水田水40ml中に200ngのカラシナ・ディフェンシンが存在することを意味する」という記述は、曲解に基づくものであり、且つ、科学的にも誤りである。

エ さらに言うなれば、原告らは、同（注1第2段落）において「茎葉の周囲では濃度が高く、距離が離れれば濃度は低くなる」といった、カラシナ・ディフェンシンが流出することを前提として非科学的な想像を行っているが、そもそも「本件GMイネの茎葉1gに対し40mlの水田水」という割合については、平成18年10月10日付被告書面別紙被告提案実験内容の2（注1）において説明したとおりであり、原告らの想像は科学的理義を離れた単なる論難にすぎない。

### 4 原告ら準備書面（13）第5に対する反論

- (1) 原告らが提案する「生物検定法」については、平成18年10月10日付被告書面第3の3(2)以下において詳述したとおり、本件訴訟の解決を導く上で、何ら有意とならないどころか、かえって有害且つ審理の拡散を招くだけである。
- (2) また、前記のとおり、「生物検定法」は、「免疫測定法」に比べ、数百分の1程度の測定能力しか有しておらず、精度が極めて劣っており、そもそも「生物検定法」を実施する必要性を見出すことができない。

## 5 原告ら準備書面(13)第7について

- (1) 原告らは、原告ら準備書面(13)第7において、「GMイネの種子、精製カラシナ・ディフェンシンおよびカラシナ・ディフェンシンの抗体の3点はいずれも被告のみが提供可能である」とする。
- (2) しかしながら、精製カラシナ・ディフェンシン及びカラシナ・ディフェンシンの抗体については、いずれも、平均的な設備および経験を有する生物、化学、農学関連の研究機関であれば、被告から何らの情報提供がなくとも、十分作成可能である。
- (3) さらに言えば、「準備に必要な情報および準備の方法の詳細」が被告より開示されなければ、精製カラシナ・ディフェンシン及びカラシナ・ディフェンシンの抗体を作成できないような研究機関は、そもそも本鑑定を実施するための専門性を欠くものと考えざるを得ない。なお、平成18年10月10日付被告書面第2において提案した新潟薬科大学応用生命科学部応用生命科学科では、十分対応が可能であることから、被告としては、原告らの当該危惧を解消するためにも、当該研究機関を推挙する。
- (4) なお、本鑑定に必要とされる試料等に関する被告の協力の範囲については、平成18年10月10日付被告書面第4以下において詳述したとおりである。

以上